

諮問番号：平成 28 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 28 年度答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

(1) 建築行政共用データベースシステムの導入について

建築行政共用データベースシステムを導入し、保有個人情報を新たに電子計算機処理することについては、問題ないものとする。

ただし、建築行政共用データベースシステムの運用にあたっては、職員へ趣旨徹底を図り、個人情報の漏えい、改ざん及び消去させるといった事態が起こらないようセキュリティ対策を講じられたい。また、同システムへの接続に必要な ID 及びパスワードの管理は厳重に行われたい。

(2) 実施機関以外の者と電子計算機の統合を行うことについて

建築確認台帳データの群馬県からの確実な移管と今後みどり市で行う建築確認行為の情報集積の効率化に当たり、都市建設部都市計画課が保有する個人情報を実施機関以外の電子計算機と統合させデータ管理を行うことについては、みどり市個人情報保護条例第 13 条第 1 項第 2 号に定める公益上特に必要があるものと認める。

第 2 実施機関の説明の要旨

(1) 建築行政共用データベースシステムの導入について

みどり市内の建築物の建築に先立ち行われる、建築主事による建築確認行為については、現在、群馬県の太田土木事務所（特定行政庁）の建築主事により行われているが、平成 28 年 10 月 1 日からみどり市に建築主事を置くことにより、県が行っていた建築確認行為の権限の一部が移譲される。

移譲される建築確認に係るものの中には、建築主、申請代理人、建築物の敷地、構造、面積、用途、設計者、施工者、工事監理者に関する情報があり、みどり市は建築確認に係る台帳（以下「確認台帳」という。）を整備し、保管することが必要になる。

すでに県では、確認台帳の保管等に建築行政共用データベースシステムを利用しており、県が保管する確認台帳の情報を確実に移管するため、また、今後市で行う新たな建築確認行為を効率的に行うためには、同システムの導入が必要となる。

なお、同システムは、県内の建築確認行為を行っている自治体はすべて導入済みであり、同システムへの接続も外部からの侵入ができない総合行政ネットワークを利用するためセキュリティ的にも安全である。また、接続に必要な ID 及びパスワードは厳重に管理する。

(2) 実施機関以外の者と電子計算機の統合を行うことについて

建築行政共用データベースシステムは、みどり市の情報系業務端末から総合行政ネットワークを経由して、(一財)建築行政情報センターが管理する総合管理センターの電子計算機に接続しデータを処理するオンライン結合方式となる。

同システムを利用することで、確認台帳の管理・保管が行え、また申請書の新規登録・閲覧等が一括で行えるため建築確認行為を効率的に行うことができる。

第3 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 8 月 2 日 平成 28 年度諮問第 1 号に係る諮問書の受理
- ② 同月 24 日 審議

第4 審査会の判断の理由

(1) 建築行政共用データベースシステムの導入について

みどり市の限定特定行政庁の開設に伴う群馬県からの建築確認行為の一部権限移譲による建築確認台帳情報の移管を確実にを行い、今後みどり市が処分を開始する建築確認情報の情報集積を効率的に行うためには建築行政共用データベースシステムの導入は必要であると考えられる。また、群馬県及び県内各市においても同システムを導入しており全国的にも8割以上が利用し、システムへの接続に必要なID及びパスワードは厳重に管理するとしている。

以上のことから新たに電子計算機処理を行うことについては、問題ないものと考ええる。

(2) 実施機関以外の者と電子計算機の統合を行うことについて

同システムへの接続は、行政団体専用のネットワークL2WAN回線を利用し接続するものであるため、安全だと判断できる。

また、実施機関が保有する個人情報と同システムと結合し管理することは、建築確認行為を効率的に処理するためには必要であると考ええる。

よって、みどり市個人情報保護条例第13条第1項第2号に定める公益上特に必要があるものと認める。

第5 審査会の委員の氏名

稲垣 榮男、白田 佳充、福島 貞則、高草木 広司